



中野区子どもオンブズマン
子ども相談室 ポカコロ

～子どもの権利救済相談・調査専門員～



2025年12月

子どもの権利救済相談・調査専門員

子どもの権利救済相談・調査専門員は、

子どもや大人、関係機関の言葉や心情にしっかり耳を傾け、児童福祉学、社会福祉学、心理学、教育学といった専門的な知見を活用して、子どもの権利侵害の解消や子どもの権利に関する普及啓発のための活動を行います。子どもの権利保障を担う重要な役割を果たしています。

子どもの権利救済委員(子どもオンブズマン)と一緒にチームを組んで協力し合い、子どもの権利侵害からのすみやかな救済と子どもの権利保障を行う中野区の職員です。



勤務場所・時間に関すること

応募条件、勤務日・勤務時間、報酬等の詳細は募集要項をご確認下さい。

【勤務場所】 中野区役所内

※令和8年4月1日から「子ども相談室」は中野区役所内に移転します！

【勤務時間と子ども相談室相談時間】

	勤務時間	【参考】 子ども相談室相談受付時間
月曜日～水曜日、 金曜日	10:45～19:30	13:00～19:00
土曜日	8:30～17:15	10:00～16:00

職務内容のこと

(1) 子どもの権利の保障について必要な調査等を行うこと。

- 必要な調査や情報収集、子どもや大人の声を聞くこと等

(2) 子どもの権利の保障についての普及啓発すること。

- 児童館や区内のプレーパーク等へアウトリーチ活動
- 普及啓発用資料や展示物などの作成

(3) 子どもの権利救済委員(子どもオンブズマン)の仕事の補佐を行うこと。

- 子どもや保護者等からの相談受付・対応・支援業務
- 関係機関との連絡・調整業務
- ケース会議・ケース検討のために必要な業務 等

子どもオンブズマン
と一緒にチームで対
応します。

(4) このほか、子ども政策担当課長が定める事項

- 子どもの権利に関する事業、企画への参加・協力
- 活動報告書作成に関する業務 等

子どもオンブズマン子ども相談室について

子どもオンブズマン子ども相談室は令和4年9月に設置しました。

子どもオンブズマン子ども相談室

◆対象者

中野区在住・在学・在勤の18歳未満の方

家族、周囲の大人も相談可

◆相談時間

月～水、金曜日 午後1時～午後7時

土曜日 午前10時～午後4時

◆相談の方法

電話、窓口、メール、相談フォーム、手紙

【運営体制】

▶子どもオンブズマン
4名

▶子どもの権利救済相談・
調査専門員
4名

▶事務局職員
3名

令和7年12月1日現在

令和7年度上半期 子ども相談室の相談等状況

新規相談件数

	R7 上半期	R6	R5
新規相談件数	254	94	70
(内訳)			
子ども	243	73	37
子ども以外	10	21	32
不明	1	0	1

初回相談の手段

手段	R7 上半期	R6	R5
相談フォーム	196	11	15
電話	18	40	32
メール	10	2	
オンブズお手紙	11	15	15
手紙		2	
来室	7	12	5
アウトリーチ等	12	12	1
その他			2
合計	254	94	70

令和7年12月1日現在速報値

令和7年度上半期 子ども相談室の相談等状況

どんなことで
困っているのか
(子ども)

	R7	R6	R5
いじめ(疑い含)	54	15	
交友関係	39	11	12
学業	8	6	3
その他の学校生活	2	1	3
虐待	15	4	1
体罰	6		
教職員等の指導・対応	23	8	1
心身	51	6	2
発達	1		
性	1	2	1
家庭・家族	17	10	2
不登校	2	3	
進路・将来	2	1	1
行政機関・その他機関の対応	1		1
その他	5	3	3
主訴不明	16	3	7
合計	243	73	37

令和7年12月1日現在速報値

子どもオンブズマン子ども相談室のアウトリーチ活動

■概要

子どもがいる場所へ出向き、子どもたちとの遊びなどを通じ、子ども相談室や子どもの権利に関する周知をするとともに、相談ニーズのある子どもと繋がり、その場で話を聴いたり子ども相談室への相談に繋げていくアウトリーチ活動を実施しています。

■主たるアウトリーチ活動先

区内児童館、区内公園等で実施している出張プレーパーク

令和6年度より、月に3~4回程度、大和児童館や野方児童館を訪問しています。令和7年度は、出張プレーパークで出張相談や麦茶カフェを実施したり、基幹型児童館を中心とした訪問など、活動範囲を拡充して実施しています。



【参考】関係例規

◆中野区子どもの権利に関する条例

区に関わるすべての人が子どもの権利の尊重の理念を持ち、それぞれの生活や活動に生かすことにより、その権利を保障し、もって子どもにやさしいまちづくりを推進するため、令和4年3月に中野区子どもの権利に関する条例を制定しました。(令和4年4月1日施行)

第5章「子どもの権利の相談および侵害からの救済」

- ▶中野区子どもの権利救済委員の設置
- ▶救済委員の職務の執行
- ▶子どもの権利救済委員への相談等

◆中野区子どもの権利に関する条例施行規則

第19条 区長は、中野区会計年度任用職員の任用等に関する規則の定めるところにより、救済委員の職務を助けるための専門の職員を置くものとします。

◆中野区子どもの権利救済相談・調査専門員設置要綱

【参考】中野区ホームページ

中野区ホームページ > 子育て・教育 > 中野区子育てサイト「おひるね」 > 相談 > 子どもの相談(そうだん) > 中野区の子どもの権利(なかのくの子どものけんり)

中野区に関わる全ての子どもが幸せに生きていけるよう、
高い志を持ち、前向きに取り組める方のご応募をお待ち
しております！

